



和歌山県紀の川市 団体旅行誘致促進事業



1 団体あたり

最大200,000円

補助金を交付します!!



- ※予算の範囲内で交付します。
- ※交付には条件があります（裏面参照）
- 詳しくは観光振興課までお問い合わせください。

お問合せ先

和歌山県紀の川市観光振興課 [所在地：〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地]

TEL：0736-77-0843 FAX：0736-79-3928

Mail：k080400-001@city.kinokawa.lg.jp

HP：https://www.city.kinokawa.lg.jp/kankoshinko/2022-0630-1103-12.html



紀の川市団体旅行誘致促進補助金交付申請について

補助対象

令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に、紀の川市内にバス1台につき10名以上で1泊以上及び市内周遊を1か所以上する旅行を催行いただける旅行業者等に対して下記の補助を行います。

補助額

バス1台につき10名以上で 50,000円
バス1台につき15名以上で 75,000円
バス1台につき20名以上で100,000円

上限額200,000円まで

補助金交付までの事務的な流れ

交付申請書【様式第1号】を紀の川市観光振興課へ提出(申請)

添付書類

- ・旅行行程表
- ・旅行の日程が記載されている書類（パンフレット、チラシ等）

【要綱・申請書類】

紀の川市HPよりダウンロードしてください。
<https://www.city.kinokawa.lg.jp/kankoshinko/2022-0630-1103-12.html>

↓ 観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めたとき

交付決定通知書【様式第2号】により通知

↓ 交付決定を受け団体旅行を実施

実績報告書【様式第6号】を紀の川市観光振興課へ提出

添付書類

- ・市内の宿泊施設に宿泊したことが分かるもの（領収書の写し等）
- ・参加者が市内の観光施設に立ち寄ったことが分かるもの（集合写真、領収書の写し等）
- ・参加人数が確認できるもの
- ・バス2台以上で実施した場合は、その台数を証明できる書類【様式第7号】

↓

確定通知書【様式第8号】により補助金額を通知

↓

交付請求書【様式第9号】を紀の川市観光振興課へ提出

↓

補助金を交付

※期間中においても、補助金交付見込額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。

（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して一団体あたり上限額200,000円までとします。

（旅行会社による募集型企画旅行の場合、一企画あたり上限額200,000円まで）

